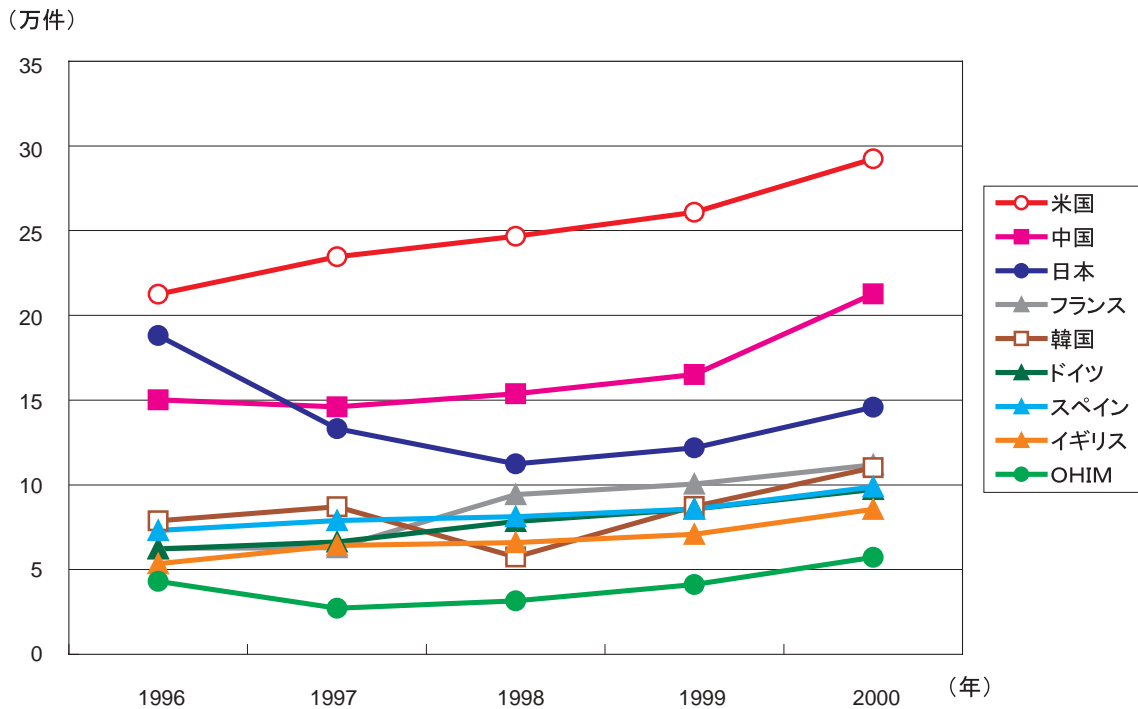


(3) 商標制度に関する国際的動向と課題

各国の商標出願動向

商標登録出願の動向としては、米国、中国における出願件数が多く、各国とも2000年までは増加傾向にある。2000年における主要国の出願件数割合は、米国13.5%、中国9.8%、日本6.7%となっており、この3か国で全体の30%を占めている。

【世界主要国の商標出願件数】



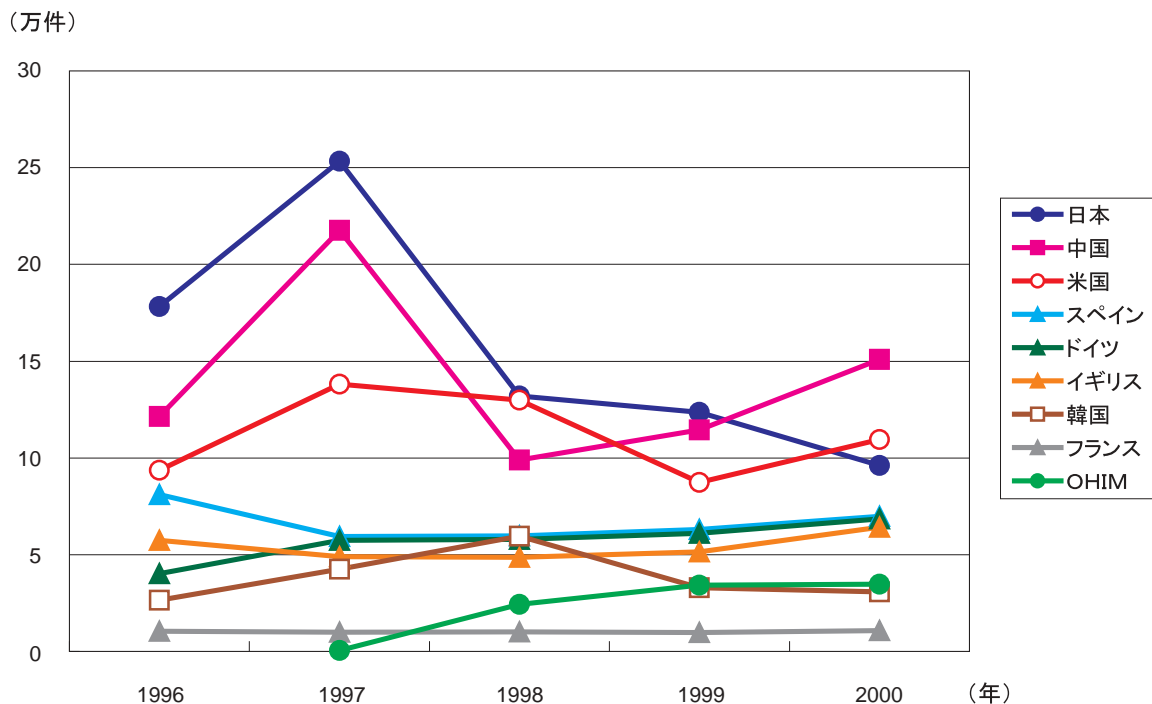
(単位：件)

国名	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
米国	212,510	234,610	246,611	260,766	292,464
中国	150,074	145,944	153,692	165,128	212,602
日本	188,160	133,116	112,469	121,861	145,834
フランス	62,469	62,866	94,232	100,570	111,792
韓国	78,698	87,065	57,454	87,332	110,073
ドイツ	62,102	66,216	78,472	85,777	97,337
スペイン	73,015	78,894	81,293	85,752	98,751
イギリス	53,438	64,169	65,992	70,887	85,578
OHIM	43,115	27,266	31,613	41,264	57,324
世界合計	1,881,693	1,752,147	1,755,037	1,953,765	2,169,105

(資料) WIPO 統計

(備考) OHIM は1996年から受付を開始

【世界主要国の商標登録件数】



(単位：件)

国名	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
日本	178,251	253,272	132,066	123,656	96,116
中国	121,475	217,605	98,961	114,559	150,961
米国	93,714	138,155	129,871	87,431	109,544
スペイン	81,017	59,374	59,810	63,086	69,860
ドイツ	40,256	57,435	57,919	61,039	68,490
イギリス	57,470	49,035	48,600	51,441	64,230
韓国	26,464	42,484	59,614	32,968	30,849
フランス	10,429	9,930	10,115	9,752	10,674
OHIM		574	24,253	34,242	34,733
世界合計	1,317,573	1,479,597	1,297,942	1,267,806	1,298,364

(資料) WIPO 統計

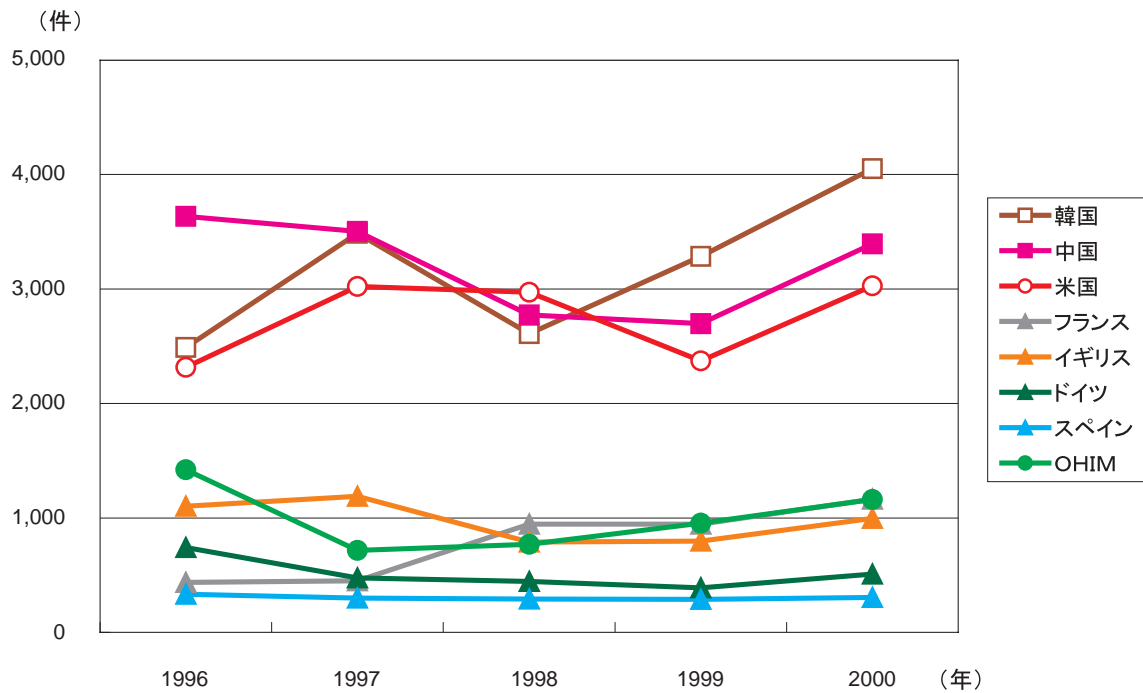
(備考) OHIM は1996年から受付を開始

商標登録件数では、1998年に日本、中国、米国及びイギリスで減少したものの、1999年以降は、日本及び韓国を除き、増加傾向に転じている。

2000年における主要国の登録件数割合は、中国11.6%、米国8.4%、日本7.4%となっており、この3か国で全体の27.5%を占めている。

なお、1998年以降、日本の商標登録件数は減少傾向にあるが、これは、1997年4月からの一出願多区分制度の導入に伴い、一つの商標登録出願において指定される平均区分数が増加傾向にあるためである。

【日本人による対外国（主要国）出願件数】



(単位：件)

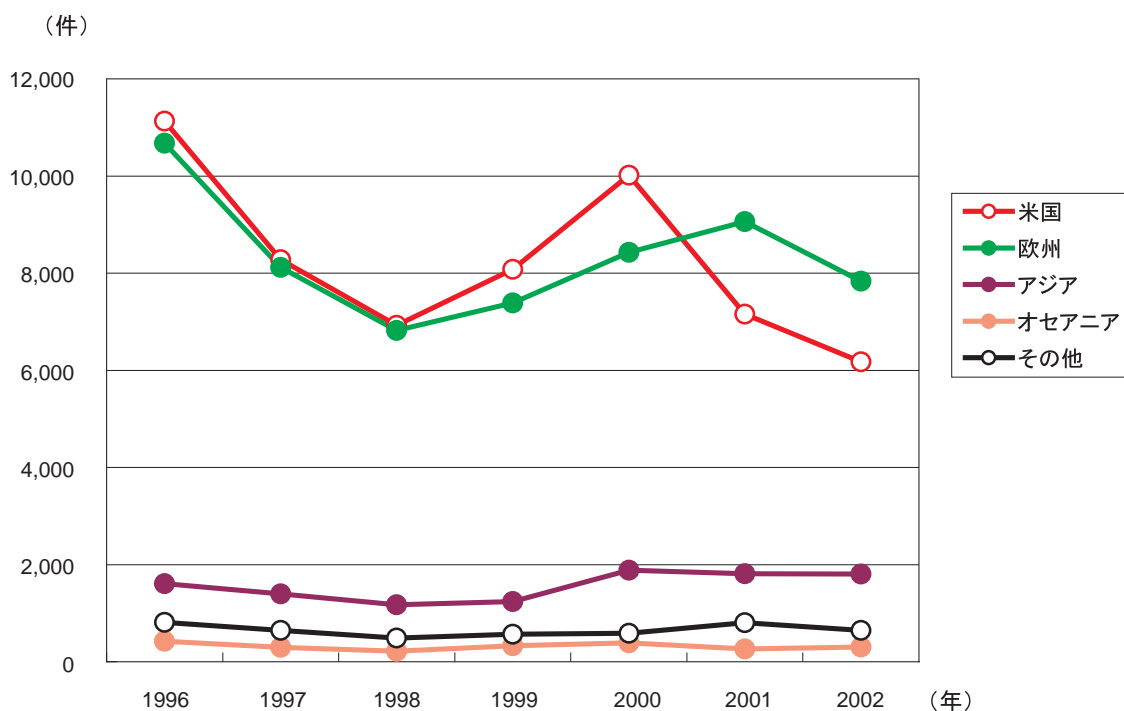
国名	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
韓国	2,490	3,487	2,611	3,284	4,052
中国	3,635	3,504	2,773	2,698	3,395
米国	2,318	3,021	2,971	2,374	3,027
フランス	437	450	946	945	1,165
イギリス	1,103	1,190	788	798	995
ドイツ	741	477	445	390	508
スペイン	333	299	292	288	306
OHIM	1,420	717	769	955	1,161
世界合計	24,498	21,107	20,233	21,427	27,025

(資料) WIPO 統計

(備考) OHIM は1996年から受付を開始

日本人による外国・政府間機関への商標登録出願は、韓国、中国、米国が多数を占めており、また、欧州各国への出願は、1999年に漸減傾向を示したものの、2000年には再び増加傾向に転じている。

【外国人による我が国への商標出願件数】



(単位：件)

国名	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
米国	11,129	8,277	6,929	8,081	10,018	7,158	6,172
欧州	10,674	8,116	6,820	7,390	8,428	9,061	7,833
アジア	1,609	1,396	1,172	1,242	1,882	1,809	1,807
オセアニア	421	295	215	327	391	265	301
その他	809	643	488	569	588	807	648
世界合計	24,642	18,727	15,624	17,609	21,307	19,100	16,761

外国人による日本への商標登録出願は、2000年には2万件を超えたものの、その後は減少傾向に転じている。

米国と欧州からの出願で全体の83.6%を占めているが、アジア地域からの出願も近年増加傾向にある。2002年で見ると韓国555件、台湾549件、中国190件となっており、この3か国でアジア地域の71.6%を占めている。

標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書

a . 概要

「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」(以下、「議定書」という。)は、標章を国際登録¹することにより、議定書に加盟している国(以下、「締約国」という。)のうち登録を求めするために指定した締約国(以下、「指定国」という。)において当該標章の保護を求めることができる国際条約である。

議定書は、1891年4月に制定された標章の国際登録に関する国際条約である「標章の国際登録に関するマドリッド協定」よりも、審査国を含むより多くの国が参加できるような制度を確立するため、1989年6月に採択され、1995年12月発効、翌1996年4月から制度運営が開始された。我が国においては、1999年12月にWIPO事務局長に加入書を寄託し、2000年3月14日に発効した。

議定書には2003年7月1日現在58か国(主要締約国:欧州各国、中国、オーストラリア)が加盟しており、最近では、韓国が2003年1月に加入書を寄託、4月に発効、締約国となった。また、米国は、2003年8月の加入書寄託(11月発効)に向け準備中である。

b . 議定書に基づく国際登録の出願の利点

議定書に基づく商標の国際登録出願(以下、「国際登録出願」という。)については、外国への直接出願に比し、以下のメリットがある。

ア) 手続の簡素化(簡単な手続で国際登録出願が可能)

- 統一されている国際登録出願様式
- 一つの国際登録出願で複数の締約国に出願が可能
- 英語による国際登録出願(各国への翻訳文が不要)
- 一の通貨(スイスフラン)による料金支払い

イ) 経費の節減

- 出願手続の一本化により経費の節減が可能
- 同一商標であれば複数の基礎登録(出願)を一つの国際登録出願に集約が可能

ウ) 権利管理の簡便化

- 国際登録簿による一元管理が可能
- 複数国の商標権の存続期間の更新が、国際事務局への一回の手続で可能

c . 議定書に基づく商標の国際登録制度の手続の概要

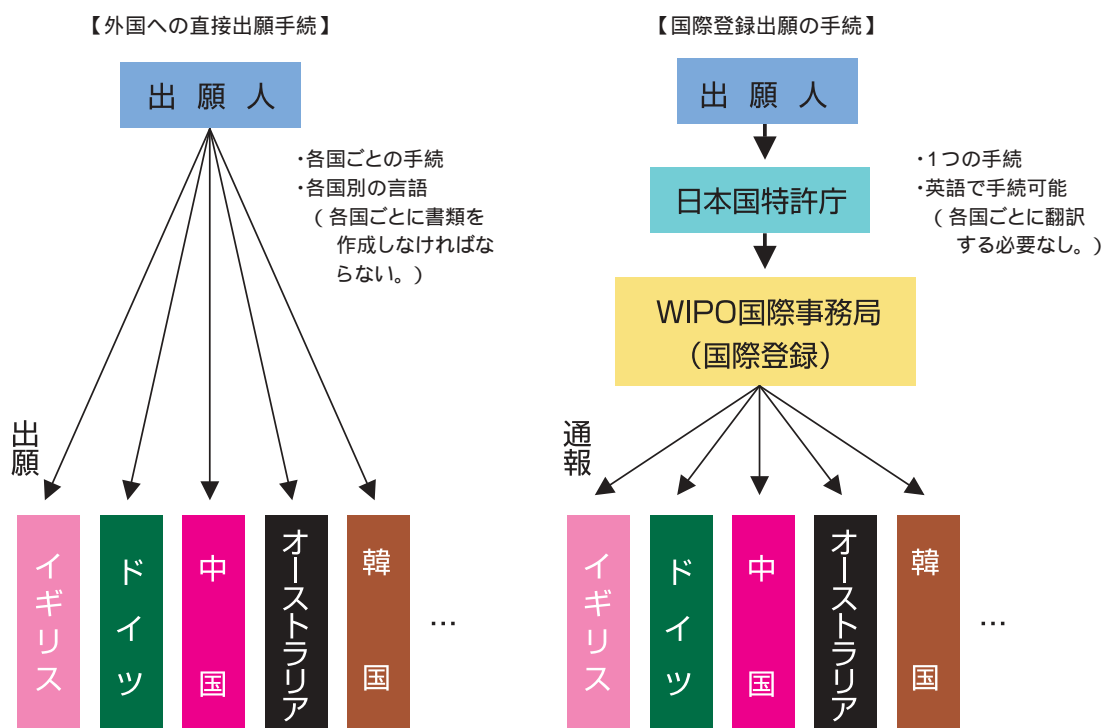
締約国の一国の官庁(本国官庁)に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国の官庁(指定国官庁)を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願をする。

かかる国際登録出願は、国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月(我が国は18

¹ 世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局が管理する国際登録簿に登録すること。

か月)以内に拒絶理由を通知しない限り、当該指定国において保護を受けることができる。

【外国への直接出願と国際登録出願との比較】



d. 国際商標出願動向

ア) 国際登録出願 (我が国から外国への出願)

2002年は前年の国際登録出願件数と比べるとやや減少したが、2003年は韓国の加盟により出願件数が増加傾向にある。あわせて、指定国件数にも同様の傾向が見られる。

【国際登録出願月別件数】

(単位：件)

出願件数(月別)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
2003年出願件数	16	33	28	38	38	48							201
指定国件数	147	362	316	347	469	283							1,924
2002年出願件数	14	17	17	15	18	32	18	20	24	14	19	29	237
指定国件数	122	268	198	90	172	207	174	194	195	87	304	366	2,377
2001年出願件数	15	24	23	16	27	25	35	30	14	21	22	28	280
指定国件数	175	348	359	200	253	239	295	382	207	360	279	162	3,259
2000年出願件数	-	-	12	14	14	27	19	16	19	21	23	22	187
指定国件数	-	-	122	95	73	277	118	177	217	206	176	373	1,834

イ) 国際商標登録出願（外国から我が国への出願）

2002年までの出願件数は横ばい傾向にあり、2003年は月平均415件前後の出願となっている。前年と同様に、我が国を指定国とする主要出願国はドイツ、フランス、スイス、イタリアである。

【国際商標登録出願月別件数】

(単位：件)

出願件数(月別)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
2003年	367	424	454	428	477	342							2,492
2002年	421	439	431	393	487	402	410	442	419	540	442	443	5,269
2001年	287	458	597	465	469	352	547	696	388	375	568	506	5,708
2000年	-	-	0	62	127	280	210	364	357	363	384	428	2,575

諸外国の動向

a. 欧州連合（EU）

ア) EU拡大と共同体商標制度

2004年5月に予定されているEU拡大¹に伴う共同体商標制度の主な変更点は、以下のとおりである。

2004年4月末までに受け付けられた共同体商標は、原則、2004年5月の新規EU加盟国の領域へ自動的に効力が及ぶこととなる。

上記共同体商標について、加盟国拡大に伴う理由をもって出願が拒絶、登録が無効とされることはないが、新規加盟国における既存の権利と抵触する場合については、当該新規加盟国における使用が禁止される。

加盟国の増加により、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）で使用する言語は20か国語程度に増加することとなる。

イ) マドリッド協定議定書への加盟準備状況

マドリッド協定議定書への加盟の手续として、加盟承認及び、共同体商標規則の改正提案が1996年になされ、同年に欧州委員会において採択されているものの、EU内の言語問題を要因にEU閣僚理事会における採択に至っておらず、加盟時期については未定である。

三極商標協力

商標登録及び保護の推進等制度調和について、日米欧の三極（JPO、USPTO、OHIM）が相互に協力することを目的として、2001年5月に第1回商標三極会合が米国・アーリントンで開催され、この度、第3回会合が2003年5月に東京で開催された。

第3回会合における主な議論は、第2回会合で検討課題として合意された3つのプロジェクトに関し、商品・役務表示（英語）の標準化については、ニース分類第35類の役務表示（英語）の標準化と、引き続き、他類の標準化を順次行っていくこと、ウィーン図形分類を適用する方法の標準化について、三極が分析した乖離点について標準化を図ることは現時点において負担が大きく、当面の間コンピュータ技術の進展状況等をモニタリングすること、情報技術問題につい

¹ 2004年5月に新規加盟が予定されている国は、ポーランド、ハンガリー、リトアニア、エストニア、ラトビア、チェコ、スロバキア、スロベニア、マルタ、キプロスの10か国

ては、商標三極ウェブの立上げ等に向けて検討を行うこと、等が合意された他、米国のマドリッド協定議定書加入準備状況（2003年11月2日発効予定）及び周知商標の保護等について意見交換・情報交換を行った。なお、第4回会合は2004年5月に米国で開催される予定である。



第3回商標三極会合（日本・東京）

〔1列目左から 河野審査業務部長（当時） デ・ボアOHIM長官、チャッサーUSPTO商標担当長官、
太田長官（当時） フォン・ミュレンダールOHIM副長官（法律担当）〕